

令和8（2026）年度 家庭保育室入室手続のご案内



草加市 こども未来部 保育課
〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号
電話 048(922)1491(直通)
FAX 048(922)3274
H P <https://www.city.soka.saitama.jp>

家庭保育室とは…

家庭保育室は、保護者の就労等によって保育を必要とする乳幼児（生後6週以上・満2歳未満）を対象とした認可保育園に準ずる少人数の認可外保育施設であり、市と契約を結んだ個人の自宅や小規模な施設といった家庭的な環境の中で保育を実施します。保育所等※と併せて申請が可能です。

※ 保育所等…保育園・認定こども園（保育部分）・地域型（小規模・家庭的）保育をいいます。

保育所等と同じところ

- 家庭保育室は保育所等と同様に、保育料軽減の対象施設です。
- 入室の対象乳幼児は、父母その他同居の方の状況等から、保育を必要とする場合に限られます。

保育所等と違うところ

- 保育時間・保育内容・保育設備・持ち物等
- 少人数の家庭的な環境を前提とした認可外保育施設です。
- 利用は年度単位で、最長の利用期間は令和9(2027)年3月末までです。

入室の対象となる乳幼児（保育を必要とする事由）

入室の対象となる乳幼児は次のとおりです。※集団生活を体験させたい等の理由は対象となりません。

- 1 家庭保育室に入室する時点で、生後6週以上・満2歳未満の健康な乳幼児。
- 2 申請時に、保護者と乳幼児が草加市の住民であること。
- 3 乳幼児の父母が次の理由により保育を必要とすること。

保育を必要とする事由	要件
就労 (産前産後休業 や育児休業から の復職を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・月に64時間以上の収入が生じる労働を常態としていること。 【産前産後休業又は育児休業取得中】の場合 ・入室後に育休取得中の職場で復職し、復職後に復職日が記載された就労証明書(☆)を提出すること。 ・入室月の翌月1日時点(4月入室に限り6月1日時点)で、申込時点と同等以上の就労時間及び日数での復職(※)が必要。申込時点と同等未満の場合及び復職後に下の子どもの育児休業を取得する場合、退園とします。 ※育児のための短時間勤務制度を利用しての復職可(ただし就労日数の減少不可)。育児のための短時間勤務制度(企業独自を含む)等を利用せずに、就労契約時間を短くして復職する場合は、<u>申込時の就労証明書に必ず記載してもらってください。記載なく就労契約時間を短くして復職をした場合は退園とします。</u>
求職活動 (就労内定を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 【求職活動】の場合 ・入室後2か月以内に月64時間以上の就労を開始すること。 【就労内定】の場合 ・入室後1か月以内に、申込時点と同等以上の就労時間及び日数の就労を開始すること。
妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> ・申込時点の出産予定月を基準とします。 ・出産予定月とその前後2か月の計5か月のみ利用可能。保育実施期間を年度末まで希望する場合は、保育を必要とする事由を「妊娠・出産」以外の事由で新たな申込みが必要。
疾病・障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が疾病、負傷、障がいを有し、それにより育児ができないこと。
介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> ・月64時間以上の介護または看護をしていること。 ・被介護・被看護者は二親等内の親族の場合に限る。 ・被介護・被看護者が、常時施設(介護老人福祉施設、介護付き優良老人ホーム等)に入居している場合や、被介護・被看護者が日中療育施設等に通っている場合は対象外。
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅等が震災・風水害、火災その他の災害に遭い、その復旧活動に当たっていること。
就学	<ul style="list-style-type: none"> ・月に64時間以上、学校(職業訓練校等を含む)に通っていること。

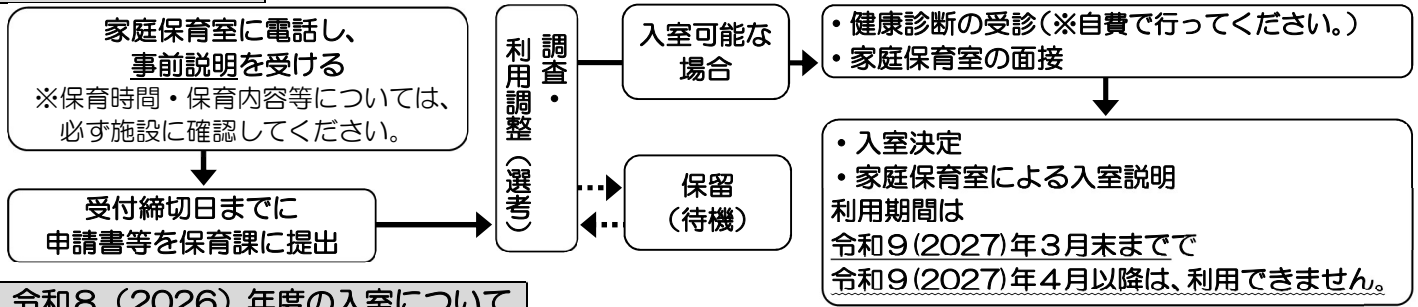
(☆)…草加市の書式で提出してください。

＜令和8（2026）年度 家庭保育室＞ ※令和7（2025）年10月1日現在

	家庭保育室名	住 所	電話番号	定員	延長保育
1	宇佐美家庭保育室	旭町5-5-16	943-0363	3人	実施

※定員等が変更になる場合があります。

申請から入室まで



令和8（2026）年度の入室について

令和8年度 4月入室 申請受付期間（締切日）

一斉（1次） 申込み・受付 <small>※保育課窓口での4月 入園一斉（1次）の申 込み・受付はできま せん。</small>	郵送申込み 受付期間（締切日） 令和7（2025）年10月1日（水）～令和7（2025）年11月4日（火） 消印有効 郵送の注意 <ul style="list-style-type: none"> 書類が保育課に到着後、概ね1週間～10日以内を目安に、保育課から保護者宛てに書類到着と不足書類等確認の通知を発送します。 保育課は郵便事故の責任は負いかねますので、郵送した記録を残すため【特定記録郵便】を利用してください。 <ul style="list-style-type: none"> 令和7（2025）年11月5日（水）以降の消印で届いた場合、2次申込みの扱いとします。
	会場申込み 受付期間（締切日） 別紙「4月入園 申込み会場受付について」を確認してください。 令和7（2025）年11月13日（木）～令和7（2025）年11月16日（日） 会場…草加市役所7階 会議室 時間…9:00～17:00（最終受付：16:00） <small>※期間中は土曜日・日曜日でも受け付けます（3階保育課窓口では受け付けできません）。</small>
不足書類の提出	受付期間（締切日） 令和7（2025）年10月6日（月）～令和7（2025）年11月25日（火） 消印有効 <ul style="list-style-type: none"> 郵送又は会場で1次申込みをした方で不足の書類があった場合に、郵送又は保育課窓口で不足書類提出を受け付けます。（保育課は郵便事故の責任は負いかねます。また、日曜窓口での受取りはできません。）
2次 申込み・受付	受付期間（締切日） 令和7（2025）年11月17日（月）～令和8（2026）年2月10日（火） 保育課必着 <ul style="list-style-type: none"> 郵送（上記 郵送の注意 参照）、又は保育課窓口で提出してください。 一斉（1次）申込み・受付の利用調整（選考）後、空きが生じた施設のみ利用調整（選考）します。 一斉（1次）申込みをした結果、保留（待機）の場合、2次選考の対象になります（取下げ者を除く）。 <small>申込み内容に変更がない場合、再申込みの必要はありません。</small>

郵送申込み・会場申込みのどちらでも選考結果に影響しません。

⚠️ 会場申込みは**16時**が最終受付時間です。余裕をもってご来庁ください。

令和8年度 5月以降入室 申込受付期間（締切日）

入室希望月	申込締切日	保育課必着	入室希望月	申込締切日	保育課必着
令和8年 5月	令和8年 4月10日（金）		令和8年 11月	10月 9日（金）	
6月	5月 8日（金）		12月	11月10日（火）	
7月	6月10日（水）		令和9年 1月	12月10日（木）	
8月	7月10日（金）		2月	令和9年 1月 8日（金）	
9月	8月10日（月）		3月	2月10日（水）	
10月	9月10日（木）				

・郵送（上記 **郵送の注意** 参照）、又は保育課窓口（開庁時間平日8:30～17:00、日曜窓口での提出不可）に提出してください。

※ 宇佐美家庭保育室へ電話し、事前説明を受け、保育時間や設備等を確認してください。

※ 書類はボールペンや万年筆で記入してください。（鉛筆や消せるボールペン等の消えるものは不可）

※ 書類不足や記載内容が不十分な場合は、利用調整（選考）で不利になることがあります。ご注意ください。

●必要に応じて電話等により追加で調査・確認し、選考を行います。草加市家庭保育実施基準表、調整指数表〔P4～P5参照〕に基づき、保育を必要とする程度に応じて点数を付し、点数の高い乳幼児から順に入室を決定し、その旨を通知します。

●保留（待機）となった場合の通知は、一度のみ送付します。

※ 入室決定後であっても、提出書類等の内容が事実と相違することが判明した場合、決定を取り消すことがあります。

●保留（待機）となった場合、令和9（2027）年3月入室分又は満2歳まで選考対象とします（取下げ者を除く）。

●健康診断は自費で行ってください。

入室申請に必要な書類

- (1)～(7)は対象乳幼児1人につき1部、(8)～(9)は同一世帯で2人以上の乳幼児を同時に申し込む場合は、世帯で1部提出してください(兄弟姉妹で併用できます)。
- **家庭保育室を保育所等と併せて希望する場合は、別途保育所等の入園申込みが必要です。**なお、併せて申し込む場合、(4)～(9)は保育所等の申込み用と併用可能です。

- (1) 家庭乳幼児保育申請書
- (2) 家庭乳幼児基本保育料補助申請書
- (3) 家庭保育室入室に関するチェックシート
- (4) 確認票
- (5) 児童記録票
- (6) 子どものための教育・保育給付認定(変更)申請書
- (7) 保護者(父母いずれか)のマイナンバー(個人番号)確認書類、代理人が提出する場合は委任状と代理人の本人確認書

《注意》

家庭保育室の年齢要件は、家庭保育室に入室する時点で、**生後6週以上・満2歳未満の乳幼児**です。

保留(待機)中に満2歳を迎えた場合は、申請が無効となります。

子どものための教育・保育給付認定(変更)申請書はマイナンバー(個人番号)の記載が必要な書類です。下記書類を、郵送の場合は写し(コピー)を添付、窓口提出の場合は持参してください。

【マイナンバー(個人番号)カード取得済の方】…マイナンバーカード

【マイナンバー(個人番号)カード未取得の方】…

- ①マイナンバー(個人番号)が確認できる書類(通知カードやマイナンバー(個人番号)が記載された住民票・住民票記載事項証明書)
- ②本人確認書類(運転免許証やパスポート等)

- (8) 父母及び祖父母等同居者が保育を必要とする事由を証明する書類

原則として父・母それぞれ1枚ずつ必要です。書類の詳細および該当者のみ必要な書類については「令和8(2026)年度保育所等入園案内」のP.9～12をご確認ください。

保育を必要とする事由		提出書類	注意事項
就労	外勤・内勤	◆就労証明書(☆) (変則就労の場合はシフト表)	<ul style="list-style-type: none"> ・証明日が申込締切日時時点で3か月以内のものが有効。 ・原則として契約時間及び勤務実績で実施基準指数に反映します。 ・仕事を掛け持ちしている場合は、それぞれの就労先の就労証明書を提出すること。 ・入室時に、申込時の契約より就労時間や日数を減らした契約に変更する予定がある場合(育児のための短時間勤務制度等を除く)は、申込時の就労証明書備考欄にその旨必ず記載してください。
	内職	◆就労証明書(☆) ●家内労働手帳の写し (仕事内容、報酬等の委託条件を明記したもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書に記載した実績(直近3か月)が証明できる書類(注文伝票・受入伝票等)の写し。
	自営 中心者(事業主) 協力者(親族が経営している会社に勤務)	◆就労証明書(☆) ●自営業の添付書類 右の(ア)のうち1点の写し ----- ◆就労証明書(☆) ●自営業の添付書類 右の(イ)のうち1点の写し	(ア) <ul style="list-style-type: none"> 【申込締切日から1年以内の開業の場合】 ●開業届または履歴事項(又は現在事項)全部証明書 【上記以外の場合】 ●最新年分の申告済み所得税確定申告書控え(第一表と第二表) ●最新年分の源泉徴収票、支払調書、法人事業概況説明書 等 (イ) <ul style="list-style-type: none"> ●最新年分の申告済み所得税確定申告書控え(第一表と第二表) ●最新年分の源泉徴収票 ●最新の給与明細 ※農業に従事している方は農業委員会発行の耕作証明書を提出すること。
求職活動	就労内定(就労先が内定している)	◆就労証明書(☆)	<ul style="list-style-type: none"> ・内定先で発行の就労証明書を提出すること。 ・入室後1か月以内に就労を開始し、再度就労証明書を提出すること。
	求職活動(就労先が未定)	●入園に関する誓約書(☆)	<ul style="list-style-type: none"> ・入室後2か月以内に月64時間以上の就労を開始し就労証明書を提出すること。
妊娠・出産		●母子健康手帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の表紙と出産予定日が記載された部分。

疾病・障がい	●医師の診断書又は障害者手帳等の写し	【医師の診断書の場合】 ・「保育を行うことが困難である」ことが明記されたもの。 ・証明日が申込締切日時時点で <u>3か月以内のもの</u> が有効。 【障害者手帳等の場合】 ・氏名や等級等が記載されている部分。
介護・看護	①介護・看護状況申告書（☆） ②被介護・被看護者の書類	【被介護・被看護者の書類とは】 い す れ か 1 点 ●医師の診断書（ <u>介護又は看護が必要であることが明記されたもの</u> 。証明日が申込締切日時時点で <u>3か月以内のもの</u> が有効。） ●障害者手帳等の写し ●その他（介護保険被保険者証など、介護・看護が必要な状態がわかるもの）
就学	①在学証明書（学生証） ②時間割表	・趣味・カルチャースクールは対象外。 ・在学期間、一週間当たりの授業時間等（月64時間以上の就学）がわかる書類を提出すること。

☆…草加市の書式で提出してください。◆…就労先で記入してもらってください(自営業者・内職者は自分で記入)。

□(9) 保護者負担額（保育料）の算定に係る税関係の書類 ※1

父母及び祖父母等同居者 ※2	提出書類（コピーでも可）	保護者負担額（保育料） 対象月
令和7(2025)年1月1日時点で 草加市外在住の方	令和7(2025)年度市区町村民税の 課税（非課税）証明書	令和8(2026)年 4月～ 8月分
令和8(2026)年1月1日時点で 草加市外在住の方	令和8(2026)年度市区町村民税の 課税（非課税）証明書	令和8(2026)年 9月～ 令和9(2027)年3月分

保護者負担額（保育料）は市区町村民税の金額によって決定されます。そのため、年度の途中で保護者負担額（保育料）が変更になる場合があります。

※1 (9) については、該当する方のみ提出してください。なお、4月入室に当たっては、令和7(2025)年度課税（非課税）証明書を申請時に保育課へ提出してください。令和8(2026)年度課税（非課税）証明書については、9月分以降の保護者負担額（保育料）の算定に必要となりますので、7月末までに保育課へ提出してください。また、期限までに書類の提出がない場合は、保護者負担額（保育料）が最高額の設定となることがあります。

※2 父母が非課税で、かつ同居の祖父母がいる場合は同居の祖父母の税額（税額の高い方）で算定します。

保育所等と併せて希望する場合

家庭保育室を保育所等と併せて希望する場合は、別途保育所等の入園申込みが必要です。

※ 入室申請に必要な書類 **家庭保育室入室に関するチェックシート** を記入して下さい。

※ 第一希望施設に決定した場合は、すべての申込みを取下げとします。

●家庭保育室の入室が決定した場合

入室が決定した施設より希望順位が高い保育所等のみ利用調整（選考）を継続します。

●保育所等に入園承諾を受けた場合

入園が決定した施設より家庭保育室の希望順位が高い場合のみ利用調整（選考）を継続します。

※ 保育所等の利用調整（選考）は継続されません。継続して保育所等の利用調整（選考）を希望する場合は、移園申請が必要です。

希望施設を変更・追加する場合

申請後に希望施設を変更・追加する場合は「家庭保育室入室に関するチェックシート」の提出が必要です。

※ 保育課窓口にて配布、又は市のホームページからダウンロードできます。



《令和8（2026）年度草加市家庭保育実施基準表》

番号	保育にあたる保護者の就労等形態			基準指数			
	類型	細目		父	母		
1	就労	外勤・内勤・自営	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	20	20		
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	19	19		
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	18	18		
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	17	17		
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	16	16		
			月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	18	18		
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	17	17		
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	16	16		
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	14	14		
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	12	12		
		その他の外勤・内勤・自営（自営業の添付書類（中心者・協力者）が未提出の場合も含む）			10	10	
		内職	月120時間以上の就労を常態	10	10		
			月64時間以上の就労を常態	8	8		
その他の内職	6		6				
2	求職	内定	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	12	12		
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	11	11		
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	10	10		
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	9	9		
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	8	8		
			月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	10	10		
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	9	9		
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	8	8		
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	7	7		
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	6	6		
		未定	求職中（就労先未定）	5	5		
3	不存在	死亡・離婚・行方不明・拘禁など	22	22			
4	出産	出産	出産予定月の前後2か月		20		
5	疾病・障がい	疾病・怪我	1か月以上入院している場合（入院予定の場合も含む）		20	20	
			居宅療養	常時病臥・感染症	20	20	
				精神性	精神障害者保健福祉手帳1～3級	20	20
					上記以外の程度	18	18
				一般療養	絶対安静を要する状態（常時病臥を除く）	18	18
				通院加療のため保育に当たれない場合	14	14	
		障がい	身体障害者手帳1・2級、視聴覚障害者1～3級、療育手帳A・A		20	20	
			身体障害者手帳3級、療育手帳B		18	18	
	身体障害者手帳4級以下、療育手帳C		12	12			
6	介護・看護	介護	全介護を必要とする場合（重度身体障害者、要介護認定3、4、5）		20	20	
			一部介護を必要とする場合（要介護認定1、2）		15	15	
			上記以外で介護を必要とする場合		10	10	
		看護	入院中の親族を常時付き添い看護する場合		20	20	
			週5日以上日中週20時間以上の看護を常態		18	18	
			上記以外で看護を必要とする場合		10	10	
7	災害復旧	火災等の家屋に破損、その他災害復旧のため保育ができない場合		20	20		
8	就学・技能習得	就学・技能習得のため、外出を常態		番号1に準ずる	番号1に準ずる		
		就学・技能習得が内定している場合		番号2に準ずる	番号2に準ずる		
9	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合		20	20		
10	その他	上記以外で、市長が明らかに保育を必要と認める場合					

※1 父母それぞれの指数を合算して世帯の指数とします。

※2 就労時間には、通勤時間は含みません。ただし、休憩時間は含みます。（短時間制度を利用している場合は、契約時間で決定します。）

※3 就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、勤務実績も含めて指数を決定します。

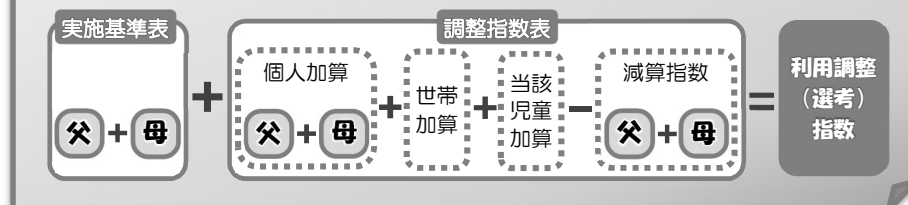
※4 該当する類型が2種類以上ある場合は、原則として指数の高い状況で指数を決定します。

※5 期限内に保育を必要とする事由を証明する書類の提出がない場合は、求職中（就労先未定）の指数を決定します。

基準指数及び調整指数は、原則として、入室申込締切日を基準日とします。

イメージ

利用調整（選考）指数の計算



《令和8（2026）年度草加市家庭保育調整指数表》

項目	番号	条件	指数				
			父	母			
加算指数	個人加算	就労状況	1	3年以上就労を継続している場合		2	2
			2	1年から3年未満就労を継続している場合		1	1
			3	求職活動中であるが、申込時より5か月以内の時点で6か月以上就労実績がある場合		1	1
			4	同居者なしの母子（又は父子）世帯で、就労（又は就学・技能習得）を継続しているか又は内定している場合		4	4
			5	市内の認可保育施設に保育士として月20日以上1日6時間以上の就労（採用内定を含む）をし、家庭保育室入室後（育休中の場合は復職後）1年以上継続して勤務することに同意する方（注1）※2		6	6
			6	市外の認可保育施設に保育士として、又は市内幼稚園及び市内認定こども園（幼稚園部分）のうち預かり保育充実事業対象園（注3）に幼稚園教諭として、いずれも月20日以上1日6時間以上の就労をし、家庭保育室入室後（育休中の場合は復職後）1年以上継続して勤務することに同意する方 ※2		2	2
	世帯加算	家庭状況	7	保護者が産前産後休業又は育児休業を取得している場合（以下の①～③を除く ①基準日時点で保育所等（家庭保育室を含む）に在園している場合 ②出産事由での入室申込み ③出産予定月の2か月前から出産月までの入室承諾を受け、入室日から出産日までに復職し、出産後、育児休業を取得する予定の場合）※令和8年4月入室は、一斉受付の締切日以降から6月1日までの復帰者を含む		1	
			8	生活保護世帯・中国残留邦人支援給付受給世帯		2	
			9	父母のひとりが存在（死亡、離婚、未婚など）の場合		2	
			10	父母の両方が不存在（死亡、行方不明など）の場合		4	
			11	父母のひとりが単身赴任、長期入院等により長期不在の場合		2	
			12	18歳未満（4月1日現在）の子どもが3人以上いる場合		1	
		障がい	13	保護者が身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A～Bの1つに該当する場合		3	
			14	保護者が身体障害者手帳3級を所持している場合		2	
			15	保護者が常時病臥、精神性、感染症で居宅療養している場合		2	
			16	同居者の中に身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A～Bを持っている者がいる世帯（保護者及び入室申込児童は除く） ※2		1	
			17	同居している要介護認定3以上の者（在宅介護に限る。入園申込児童は除く）を保護者が月64時間以上介護・看護しており、保護者の実施基準が介護・看護要件に該当する場合 ※2		1	
			当該児童加算	児童の状況	18	兄弟姉妹が保育園・地域型保育・認定こども園（保育認定）に在園している場合（新年度選考時は、卒園予定児を除く）又は兄弟姉妹が同時に2人以上の申込をしている場合（多胎児を含む）又は兄弟姉妹が保育の必要性を認められていて、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）・認可外保育施設等を利用している場合※移園申請に対しても適用	
	19	認可保育園及び地域型保育の保育を実施する期間が満了する場合又は家庭保育室に在室しており、入室期間満了で退室する場合※認可保育施設が連携施設となっている場合は除く ※2			2		
	20	自治体に設置届を行っている認可外保育施設などに有料で2か月以上前から月16日以上1日4時間以上の預託をしている場合（家庭保育室以外の場合は証明必要）※育児休業取得対象児は除く ※2			1		
減算指数	個人減算	就労	21	就労実績が1か月に満たない場合		▲5	▲5
			22	勤務形態が自営の父母や、勤務先の経営者が自身又は親族である父母の、仕事内容・実績の分かる書類の提出がない場合		▲5	▲5
	当該児童減算	辞退	23	保育園・地域型保育・認定こども園（保育認定）承諾後に入園申請を取下げた場合又は入園承諾を辞退した場合 ※取下げ、辞退をした年度の末まで適用		回数×▲2	
	世帯減算	同居祖父母等	24	18歳以上（入室希望年度に18歳になる場合を除く）65歳未満の祖父母等同居者が無職、求職中又は64時間以上の就労をしていない場合（疾病等で保育に当たることができない場合を除く）（注2）		▲2	

※1 調整指数の加減算は、基準指数に対して行います。（ただし、13,14に該当する場合は対象外です。）

※2 各項目は、重複して加算します。（ただし、13,14いずれかに該当する場合は15の加算は適用しません。また、5・6、7・19、16・17、19・20は重複して加算されません。）

※3 調整指数は、保護者からの申請に基づき必要な書類を提出された場合に適用します。

注1 番号5に該当する採用内定は、就労の基準指数を適用します。

注2 番号24の65歳未満とは、各月の入室日を基準とします。

注3 番号6の幼稚園預かり保育充実事業対象園

【市内幼稚園】

清門幼稚園、新田幼稚園、青徳幼稚園、みのべ幼稚園、草加ひまわり幼稚園、ひかり幼稚園、草加みどり幼稚園、ルミ幼稚園、谷塚おざわ幼稚園、谷塚幼稚園

【認定こども園（幼稚園部分）】

認定こども園 あずま幼稚園、かおり Karuna 認定こども園

《指数が同点の場合の優先順位》

①から順に先に当てはまった世帯を優先します。

① 草加市在住（転入予定者を含む）

② 保育実施基準の点数が高い世帯

③ 保育料の滞納がない世帯

④ 母子・父子世帯

⑤ 同居者の中に障がい者がいる世帯

⑥ 保育実施基準表の類型（保育の必要性の理由）について

災害復旧、虐待DV等 > 出産 > 介護看護 > 就労 > 疾病障がい > 就学技能習得 > 求職 > 書類未提出 の順

⑦ 申請児童が認可外保育施設を利用している場合

⑧ 養育している小学校3年生以下の人数が多い世帯

⑨ 祖父母の居住地について

市外 > 市内（隣接する越谷市、川口市、八潮市、吉川市、三郷市、足立区を含む） > 同住所 の順

※祖父母の居住地のうち一番居宅から近い居住地を基準とします

⑩ 父母の勤務地について

市外 > 市内（隣接する越谷市、川口市、八潮市、吉川市、三郷市、足立区を含む） > 自宅在宅 の順

※父母の職場のうち居宅から遠い職場を基準とし、在宅は自宅とみなします

⑪ 入室月の利用者負担額（保育料）の算定基準となる課税年度の市民税所得割額の低い世帯（同額の場合は収入の低い世帯を優先）

保育時間（原則）について

（月曜日～土曜日）午前8時～午後5時30分

●保育時間の詳細については、家庭保育室に確認してください。

家庭保育室では、やむを得ない理由で通常保育時間内の送迎が困難な乳幼児に限り、心身の発達状況を考慮した上で、満1歳以上の幼児を対象として午前7時～午前8時・午後5時30分～午後7時の延長保育（有料）を実施します。

7:00	8:00	17:30	19:00
延長保育 （有料）	通常保育		延長保育 （有料）



保護者負担額（保育料）について

保護者負担額（保育料）は基本保育料（59,920円）から次の家庭保育室補助金表に基づく補助月額を差し引いた金額です。

※原則満1歳児以上が対象の延長保育の料金は、保護者負担額（保育料）の10%（月額上限3,000円）です。

令和8（2026）年度家庭保育室補助金表

階層区分	定 義	補助月額	保護者負担額 （保育料）
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	59,920	0
B	市町村民税非課税世帯	59,920	0
C	均等割の額のみ	53,920	6,000
D1	A階層を除き市区町村民税課税世帯であって、その所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	10,000円未満	8,500
D2		10,000円以上 19,600円未満	11,100
D3		19,600円以上 29,300円未満	13,700
D4		29,300円以上 38,900円未満	16,300
D5		38,900円以上 48,600円未満	18,500
D6		48,600円以上 60,700円未満	21,200
D7		60,700円以上 72,800円未満	23,500
D8		72,800円以上 84,900円未満	25,700
D9		84,900円以上 97,000円未満	28,000
D10		97,000円以上 121,000円未満	32,600
D11		121,000円以上 145,000円未満	37,200
D12		145,000円以上 169,000円未満	42,000
D13		169,000円以上 195,400円未満	47,600
D14		195,400円以上 221,800円未満	50,700
D15		221,800円以上 248,200円未満	53,800
D16		248,200円以上 274,600円未満	56,900
D17		AからD16階層までに該当しない世帯	0

※1 B～D階層の課税年度は、4月～8月については、「前年度」とし、9月～翌年3月までは「当年度」とします。

※2 市区町村民税所得割額は、保育料算定に当たっては、住宅借入金控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等による控除前の額とします。

階層別補助金額表に基づく減額について

◆多子世帯への軽減

(1) 兄姉弟妹同時入園による保護者負担額（保育料）軽減

小学校就学前の在室児の兄姉弟妹が次の対象施設に入園している場合、第2子は半額、第3子以降は無料です。

→保育所等・認定こども園・家庭保育室以外の施設に在籍の場合、草加市保育料等算定資料届出書と在園証明書の提出が必要です。

※対象施設 保育所等・幼稚園・認定こども園（1号認定）・家庭保育室・特別支援学校の幼稚部・児童心理治療施設・児童発達支援・医療型児童発達支援・企業主導型保育施設・居宅型児童発達支援

(2) 年収360万円未満相当の多子世帯への保護者負担額（保育料）軽減

市区町村民税所得割額が57,700円未満の場合、第1子の年齢にかかわらず、第2子は半額、第3子以降は無料です。

(3) 第3子以降の保護者負担額（保育料）軽減

第1子、第2子の年齢にかかわらず、第3子以降の乳幼児が在室している場合は無料です。適用の場合、利用者負担額（保育料）決定通知送付後に改めて、変更となる旨の通知書を送付します。

→草加市多子世帯保育料軽減申請書の提出が必要です。

◆ひとり親世帯・障がい者世帯への保護者負担額（保育料）軽減

市区町村民税所得割額の合計がC～D8（72,800円以上77,101円未満区分）に該当する世帯であり、次の

(1)～(3)のいずれかに該当する場合、対象児童が第1子であれば半額（100円未満切り捨て ※D5～D8階層は9,000円）、第2子以降であれば無料です。

(1)ひとり親世帯 (2)在宅障害児(者)のいる世帯 (3)生活保護法に定める要保護者等

◆障がい者世帯への保護者負担額（保育料）軽減

市区町村民税所得割額の合計が D8（77,101円以上84,900円未満区分）～D9に該当する世帯であり、草加市ねたきり老人手当受給者、障害基礎年金受給者、特別児童扶養手当の支給対象児童、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が同居している場合、保護者負担額（保育料）は半額です。

→草加市保育料等算定資料届出書と該当書類の写しの提出が必要です。

※ 減額が適用されるのは、原則として草加市保育料算定資料届出書と該当書類の写しが受理された翌月分の保護者負担額（保育料）からです。

◆家計急変世帯への保護者負担額（保育料）軽減

入室後、保護者の勤務先の倒産又は解雇等により収入が著しく減少し、保護者負担額（保育料）を負担することが困難であると認められる場合は、収入が減少した年の収入により再算定します。※自己都合による退職等は家計急変世帯に該当しません。詳細は保育課にお問合せください。

その他の減額・免除について

(1) 保護者負担額（保育料）の負担義務者又は同居の保護者が災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合

→ 減額の割合や期間については保育課に相談してください。

(2) 入室児のアレルギーや信教等により、家庭保育利用中に一切の給食・おやつ等が不要である場合

→ 当該月の保護者負担額（保育料）を5パーセント減額（100円未満切り捨て）します。

(3) 入室児の疾病やけがにより、1か月以上連続して欠席した場合

→ 当該年度内で3か月を超えない範囲で当該欠席期間に応じ、日割りで算出された額となるよう減額します。帰郷（里帰り出産）や旅行・夏休み等の私的な理由での欠席は、減額・免除の対象と認められません。

(4) 保護者の疾病やけがにより、1か月以上連続して欠席した場合

→ 当該年度内で2か月を超えない範囲で当該欠席期間に応じ、日割りで算出された額となるよう減額します。帰郷（里帰り出産）や旅行・夏休み等の私的な理由での欠席は、減額・免除の対象と認められません。